

5. 関係者の意見等

5.1. 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施概要

「実施要領細目」に基づく、「関係地方公共団体からなる検討の場」は、検討主体である群馬県と関係地方公共団体の相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、平成24年2月17日に第一回検討の場、平成26年12月25日に第二回検討の場、そして、平成27年2月5日に第三回の検討の場を開催した。

○「増田川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

高崎市長

安中市長

【検討主体】

群馬県県土整備部長

(2) 議事概要

【第1回検討の場】平成24年2月17日開催】

(事務局からの説明)

- ダム事業検証の概要
- 碓氷川流域の概要
- 増田川ダム建設事業の概要
- 検証対象ダム事業の点検
- 碓氷川流域における治水26方策の検討
- 碓氷川流域における利水17方策の検討

(構成員の見解と県の考え方)

- 碓氷川で治水・利水対策案を検討するとのことだが、増田川や九十九川は対象から外れるのか。
→ 増田川や九十九川は碓氷川流域であり検討対象となる。
- 増田川ダムは、当初、平成19年に完成する予定であったが、建設が遅れた理由はなにか。
→ ダムサイトの地質条件を考慮した詳細な施設設計が必要であったこと、環境アセスメントの手続きに期間を要したことから建設が遅れた。
- 安中市は、企業誘致を進めるため、全国の企業3198社に対してアンケートを送り、回答のありました389社のうち、安中市に関心を寄せている50社に積極的な誘致を進めている。このため、昨年8月に群馬県に対しダム参画水量として日量5,000m³の水道用水、企業誘致として日量15,000m³の工業用

水を要請したところである。

→ 安中市から今回の検証に先立ち利水参画量の確認をしたところ、確定水量（水道用水）として日量 5,000m³ の回答を得ている。工業用水の日量 15,000 m³ については、将来的に具体化して段階で考えたい。

- 中木、坂本（碓氷湖）、霧積ダムの嵩上げを検討する場合、ダムの外側ではなく内側からの嵩上げにより、安全性を高めることができるのではないかと。
- 既設ダムの地質条件、概算事業費等について検討し、次回、結果を報告する。

【第2回検討の場】平成26年12月25日開催

（事務局からの説明）

- ダム事業検証の概要
- 第1回検討の場の概要
- 複数の治水対策案の立案及び抽出
- 治水対策案の評価軸毎の評価
- 複数の利水対策案の立案及び抽出「出新規利水」
- 利水対策案の評価軸毎の評価「新規利水」
- 複数の利水対策案の立案及び抽出「流水の正常な機能の維持」
- 利水対策案の評価軸毎の評価「流水の正常な機能の維持」
- 増田川ダム建設事業の総合評価（案）

（構成員の見解と県の考え方）

- 治水について、ダムによらないということになれば、増田川、九十九川、碓氷川で必要な河道改修により早期に治水安全度の向上を望む。
→ 治水については、増田川ダムについて国から検証要請があり、一定のルールのもとで検証を行い、検証が終わった次の段階でないと河川整備計画が求められない。このまま進めば、増田川ダムによらない方向で碓氷川、九十九川、増田川の河川改修を考えていきたい。
- 利水に関しては、安中市としては日量 5,000m³ の確保をしっかりと進めたいと考えており、これには県に協力をいただかなければと思っている。今回、複数の代替案が示され、ダム建設よりコスト等で河道外貯留施設等々が優位であると理解できた。しかし、課題もあるので、具体的な水源確保については、碓氷川流域の水利用、現在の県有施設の立地など、地域の特色も踏まえて、しっかりと日量 5,000m³ の確保に対して県の協力をお願いしたい。
→ 利水も検証の一定のルールのもとで結果が出た。安中市の日量 5,000m³ の水源が必要ということであり、県としても、その確保には色々な面で協力していきたい。
- 鼻高橋の流量が 2,000m³/s ということだが、下流の直轄との整合性はどうか

ているか。

→ 流量については確認している。

- 治水について、考え方・評価についてよくできており、特にコメントはない。碓氷川の堤防の整備等、早急に整備をお願いしたい。
→ まず増田川ダムの検証を行い、河川整備計画をまとめ河川改修ができるようにしたい。
- 整備計画はいつごろできるか。
→ 検証作業の次の段階で、検証結果を踏まえた河川整備計画を策定していく。
- 河川整備計画策定後に工事ということか。できるだけ早くお願いしたい。

【第3回検討の場】平成27年2月5日開催

(事務局からの説明)

- ダム事業検証の進め方と経緯
- 関係者からの意見等
- 増田川ダムの総合的な評価
- 対応方針原案

(構成員の見解と県の考え方)

- 対応方針案の増田川ダム建設事業の中止は、理解できる。
- ダム中止後の治水対策について、碓氷川圏域の河川整備計画を早急に策定して、増田川、九十九川、碓氷川の早期の安全度向上を望む。
→ 治水については、碓氷川圏域河川整備計画を策定し、治水対策を早期に実施していきたい。
- 利水に関しては、これまでどおり新規水源開発が必要である。具体的な水源確保については、碓氷川流域の水利用、現在の県有施設の立地など、地域の特色も踏まえて、県の協力をお願いしたい。
→ 利水についても、県として水源確保に最大限協力・努力する。
- 対応方針案については、特に異論はない。
- 河川整備計画を早期に策定し、碓氷川沿川の事業化を進めてもらいたい。
→ 早急に碓氷川圏域河川整備計画を策定し、治水対策を実施していきたい。

5.2. 意見募集・聴取

広く意見を伺うために、「実施要領細目」に基づき学識経験を有する者への意見聴取（群馬県河川整備計画審査会委員）、関係住民への意見聴取及び意見募集（パブリックコメント）を行った。これらいただいた意見を基に、対応方針を決定した。

5.2.1. 学識経験を有する者への意見聴取（群馬県河川整備計画審査会委員）

「実施要領細目」に基づき、群馬県が河川整備計画を策定するにあたって提言、助言を仰ぐ場である「群馬県河川整備計画審査会」の各委員より、検証内容、目的別の対策案と評価、増田川ダムの総合評価（案）について説明し、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、事業全般に対し、意見聴取を実施した。

(1) 開催日時と開催場所

日時：平成27年1月19日（月）15：20～16：45

場所：県庁昭和庁舎3階35会議室

(2) 意見聴取対象者

・委員 11名

(3) 意見等

意見の概要と意見に対する県の考え方は以下のとおり

項目	番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
治水	2-01	目標流量 2,000m ³ /s は、どの程度の確率規模か。	他河川とのバランス等から設定した目標流量 2,000m ³ /s は、25 分の 1 程度の確率規模となります。
	2-02	現況流下能力も提示しないと、河川改修計画が現実的かの判断がつかない。	ご意見を踏まえて検証報告書に追記します。
	2-03	増田川ダム案は 100 分の 1 の治水安全度を目指している一方で、河道改修案は 25 分の 1 の治水安全度を狙っている。このことがコストの差に表れていることを記載しておかないと、一般の人の誤解を招くことになる。	ご意見を踏まえて検証報告書に「ダムの事業費は共同ダム残事業費の治水割振分（基本計画規模 1/100）により評価」とコストの評価に追記します。
新規利水	2-04	河道外貯留施設とはイメージとしてどの程度のものか。	概ね 20 万 m ³ のプールの様な施設を想定しています。
	2-05	河道外貯留施設案の維持管理費には、上流へのポンプアップに要する費用は含まれているのか。	取水地点より上流部に設置する案のため、上流へのポンプアップの費用は見込んでいません。

項目	番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
	2-06	<p>人口が減少しているなか、安中市の新たな水源の必要性はどうか。</p> <p>工業団地に入ってくる工場は、水を循環利用して取水量を減らす努力をする。安中市はそこまで検討しているか。新規利水に関しては慎重に考えるのがよいと考える。</p>	<p>要領細目の規定に則り、利水参画者（安中市）からの参画水量日量 5,000m³ の回答について、水道施設設計指針に沿って算出されていることを確認しています。なお、安中市は、平成 25 年度の再評価実施結果として、日量 5,000m³ が必要であることを公表しています。</p>
	2-07	<p>利水専用ダムについて、周辺施設からの流入水に注意する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえて検証報告書に「流域からダムへの流入水質について、配慮を必要とする。」と環境への影響の評価に追記します。</p>
	2-08	<p>河道外貯留施設は、貯留できず失敗した事例があるため、設置するのであれば、十分に検討した方が良い。</p>	<p>河道外貯留施設については、代替案としての技術上の観点から、十分な調査を必要とするとして評価しています。</p>
	2-09	<p>河道外貯留施設は注意が必要であることや利水専用ダムについても意見があったが、これらのことは資料に付記すべき内容と考える。そのうえで、安中・高崎両市と話し合っ て結論を出すべきと考える。</p>	<p>検証は要領細目に則り、関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、頂いたご意見を検討内容に反映しながら進めています。</p>

項目	番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
	2-10	<p>治水だけで考えれば、もともと増田川ダムの必要性は極めて低いものですから、河道改修によるのが当然でしょう。また、ダムがないとすれば、正常流量の議論はほとんど不要ですから、問題は、利水に関して、今次の代替案の何れが真に現実的で事業費的にも妥当かを丁寧に検証、議論すべきと考えられます。</p> <p>そのためには、3つの再検証が必要と思います。</p> <p>(1) 安中市様が新規開発の必要水量を日 17,000m³ から 5,000m³ に下げられましたが、●●委員ご指摘のように、さらに下がる可能性はないのか。計画水量を冷静かつ厳密に確定する必要があると思います。この数値次第では、以下が大きく変わる可能性もあります。</p> <p>(2) 河道外貯留というものも、堰堤による池の造成と思います。●●委員ご指摘のように、実効性とかなりの規模の農地買収という問題があると思います。例えば、農地買収の必要な工期や代替地も含む買収費用は十分検討されているのでしょうか。その上での既設ダム嵩上げとの比較が必要と思います。</p> <p>(3) 坂本ダムの嵩上げは、必要水量がさらに下がれば、現実性が高まるように思われます。現状の坂本ダムはすばらしい景観で、かつ市民参加の実績がありますので、検証しやすいように、経費だけでなく工法、景観問題も資料としてご提供いただきたいと思います。</p>	<p>要領細目に則り、ダム案及び代替案の検討及び評価を行い、検証を進めています。</p> <p>要領細目の規定に則り、利水参画者（安中市）からの参画水量日量 5,000m³ の回答について、水道施設設計指針に沿って算出されていることを確認しています。なお、安中市は、平成 25 年度の再評価実施結果として、日量 5,000m³ が必要であることを公表しています。</p>

項目	番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
	2-11	<p>これらの課題を短い時間で検討するのは無理である。</p> <p>①増田案は基礎資料、必要性、地域の特性などのデータが不足している。例えば●●●ダム中止の経緯として、機構は勿論、省、ドイツ、スイス、学識者、WECからのメンバーに加わり現地検討を行った結果、中止に決定した。質問に対しては地層まで示されての結論であったことを考えると万全とは言えない。また、上流域に牧場があるとなると、「牧場の下流の水は飲むな」が通念で、●●●●でも良い事例がある。(●●川上流にも存在する。)</p> <p>②河道については高崎以西の地盤として独特なところが多く、湛水が可能であっても生活雑排水などの流入で困難が伴う。最近のダムでの汚染に注目されたい。</p> <p>③嵩上げと拡幅とが混同されており、図面からは単なる嵩上げとみてとれるが、この結果、現在の景観などは皆無の状態になり、再開までの必要性はないと思う。</p>	<p>要領細目に則り、検証を行っています。</p> <p>流入水については、ご意見を踏まえて検証報告書に「流域からダムへの流入水質について、配慮を必要とする。」と環境への影響の評価に追記します。</p> <p>新規利水のダム再開発案は、第2回検討の場資料38ページに記載しています。</p>
	2-12	<p>実施可能な案を検討した結果として、評価できる。今回得られた結果を今後関係機関と調整しつつ、時間をかけて詳細を詰めていくことは良いと考える。</p>	<p>対策の具体化に向けて、引き続き関係機関等との調整を進めたいと考えます。</p>
流水の正常な機能の維持	2-13	<p>流水の正常な機能の維持については、ダムを建設する場合は対策が可能となるが、ダムを造らない場合は、河川の自然の流れに従い、渇水が発生した場合は利水者間で適正な水利用を考えるしかない。</p>	<p>流水の正常な機能の維持について渇水時には、関係者との連携・調整により、河川の適正な水利用の推進に努めてまいります。</p>
全般	2-14	<p>増田川ダムの規模は、県営ダムではどのダムと同じ位か。</p>	<p>ダムの型式は異なりますが、道平川ダムと同程度の高さです。</p>

項目	番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
	2-15	坂本ダム環境（景観）はすばらしい。これを無くすのは非常に残念なことである。 坂本ダムのかさ上げは、どのようにするのか。	坂本ダムのかさ上げについては、第2回検討の場資料17ページ及び39ページに記載しています。
	2-16	ダム案について、環境への影響に関して、どのように考えているか。	ダム案についての環境への影響に関しては、第2回検討の場資料28ページ、47ページ及び59ページに記載しています。
	2-17	近くには猛禽類が生息する地域もあり、環境の面から反対運動が考えられる。これまでどのような調査を行ってきたのか。	増田川ダムに関する環境調査については、平成11年に制定された群馬県環境影響評価条例の手に沿って動植物の現況や対策案等について調査、検討を実施しています。
	2-18	増田川は小さな河川であり、ダムを設置すると魚類等への影響も大きいと考えられる。	魚類への影響については、増田川ダムに関する環境調査については、平成11年に制定された群馬県環境影響評価条例の手に沿って動植物の現況や対策案等について調査、検討を実施しています。
	2-19	ダム案の評価において、猛禽類（希少種）などへの影響もコメントした方がよい。	ご意見を踏まえて検証報告書に「動植物（希少種）等への影響について、配慮を必要とする。」と環境への影響の評価に追記します。

※意見の概要について、発言については趣旨を取りまとめて記載。意見書（書面）で提出されたものは原文を転記。

5.2.2. 関係住民への意見聴取

県が進めている増田川ダム検証について、関係住民の理解を深めていただくために、安中市松井田町上増田11区多目的集会所において県道渋川松井田線・増田川ダム対策委員会及び上増田西地区住民を対象とした地元説明会を開催し、検証内容について説明するとともに、意見聴取を行った。

(1) 開催日時と開催場所

日時：平成27年1月10日（土） 13：00～15：30

場所：安中市松井田町上増田11区多目的集会所

(2) 参加者

ダム建設地元地区住民 20名

(3) 意見等

意見の概要と意見に対する県の考え方は以下のとおり

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
3-01	今までに増田川ダムで使用した事業費はいくらか。	約 29 億円です。
3-02	もっと早くダムを中止すれば、事業費の中から、機能補償などの道路整備ができたのではないか。	使用した事業費はダム建設に必要な調査等のための費用であり、機能補償による道路整備等は、ダム建設に伴い失われる機能を補償するものです。
3-03	増田川ダムの計画があったことにより、地元は我慢してきた。県は今後、地元のために地域振興、観光振興、道路整備など誠意を持って対応する必要がある。	検証の結論を踏まえ適切に対応することとしておりますが、実施に際しては、今後とも地元の要望を確認し、誠意を持って対応していきたいと考えます。
3-04	<p>増田川ダム計画につきましては、昭和 60 年より群馬県が調査を開始し現在まで約 30 年の年月と多額の費用を要し調査してきたところではありますが、当委員会及び地元住民といたしましても、ダム建設に最大限の協力をいたしてきたところでもあります。</p> <p>しかし社会情勢の変貌により、平成 26 年 12 月 25 日に行われた第 2 回増田川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場において、総合評価で増田川ダムによらない対策案が優れるとの判断がなされたことにつきましては、当委員会及び地元住民としては、いかに社会変貌とはいえ、今後将来にわたっての増田川流域の安全性・地域の活性化・観光資源等を考えますと、重大な懸案事項を残す結果となり誠に残念でなりません。</p> <p>しかし、当委員会及び地元住民といたしましても、検討の場での判断を謙虚に受け止め、今後の増田川流域の安全性・地域の活性化・観光資源等を考慮した代替え案の立案及び事業実施に向け群馬県が指導的立場となり各方面に対し、強く働きかけ、事業実施に向け技術面及び財政面において支援を行い、増田川流域の地域活性化のため、さらなる調査検討にご尽力いただくことを強く要望いたします。</p>	第 2 回検討の場で総合評価（案）を示しました。今後、意見聴取、第 3 回検討の場、群馬県公共事業再評価委員会等を経て、対応方針を決定し、対応策を実施することとなりますが、今後とも、地元の要望を確認し、誠意を持って対応していきたいと考えます。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
	<p>当地区におきましては、ダム建設計画を優先に考え、地域の公共事業の要望を控えてまいりました。以来現在まで約30年の年月公共事業の取り組が遅れており、早急に対処していただき地域発展のため群馬県のさらなるご尽力をいただくことを強く要望いたし、ダム建設事業に関する総合的な評価（案）に対する意見といたします。</p>	

※意見の概要について、発言については趣旨を取りまとめて記載。意見書(書面)で提出されたものは原文を転記。

5.2.3. 意見募集（パブリックコメント）

(1) 意見募集対象

検討の場により抽出・評価した目的別の複数の対策案、評価軸毎の評価及び増田川ダム建設事業に関する検証対象ダムの総合的な評価（案）について意見募集（パブリックコメント）を行った。

(2) 資料の縦覧及び意見募集期間

平成26年12月26日（金）～平成27年1月26日（月）

<<縦覧資料>>

・第2回 増田川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料

<<縦覧方法・場所>>

県ホームページ

県河川課

県民センター（県庁舎内）

県内各行政県税事務所

（前橋、渋川、伊勢崎、高崎、藤岡、富岡、吾妻、利根沼田、太田、桐生、館林）

高崎土木事務所

安中土木事務所

(3) 提出方法

郵送・持参

提出先：群馬県県土整備部 河川課 ダム係

(4) 意見数

7件

意見書と意見書に対する県の考え方は以下のとおり

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
①	4-01	<p>増田川ダム建設事業計画は中止すべきだと思います。</p> <p>1) 安中市において水源はすでに足りているし、新規水源もあります。地域内に存在する水源を、活用すべきです。</p> <p>●第一の水源・・・秋間トンネルと一之瀬トンネルの水源です。秋間湧水は平成 11 年から活用最少湧水量で 4398 トン、平成 23 年度 4068 トン、一之瀬湧水は平成 12 年から活用、最少湧水量 5832 トン、平成 23 年度 5854 トンで、安定水源の地位を得ています。</p> <p>第二の水源・・・従来使用してきた、計画の中でも利用を考えていた秋間川と増田川の水源の復活です。現在利用を中止している水源の活用です。</p> <p>第三の水源・・・坂本ダムの水源です。昭和 32 年に建設省が砂防ダムとして建設したダムですが、その後改良を重ね、有効貯水容量 50 万トンを有するダムとして、県の河川管理下に有ります。</p> <p>2) 治水対策について</p> <p>●ダムによる治水対策は 100 年に一度の確率で発生するだろう、洪水防止と抑制を求めて作成されています。基になっているのは、昭和 22 年発生のカスリン台風の降水量です。</p> <p>碓氷川の、堤防は昭和 17 年頃完成しておりますが、カスリン台風を超える台風 9 号 (平成 7 年) の降水量によっても大きな被害はありません。流域で発生した大きな水害の殆どは、ダム効果の及ぶと言われる本流には無く支流で発生しています。治水対策は支流にこそ必要で大きな効果が得られます。</p>	<p>水源の必要性については、番号 2-06 の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p> <p>2007 年 (平成 19 年) の台風 9 号は、流域平均 2 日雨量や連続雨量では、カスリン台風を超える雨量となりましたが、時間最大雨量が小さかったため、幸い大きな被害は発生しなかったものと考えます。</p>
②	4-02	<p>増田川ダム建設計画の白紙撤回の新聞を読んでホッとしましたが、具体的内容を知りがっかりしました。</p> <p>ダム建設計画が白紙に戻されることは喜ばしいことです。(ダム検証の結果がここまで遅れてしまったのは、安中市の水源確保の強い要請があったからに違いないと考えています。)</p>	<p>水源の必要性については、番号 2-06 の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p>

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
		<p>工業用水の 5000 t の確保はあくまでも要求であり、根拠はなかったのではないのでしょうか？人口が減り、工場の廃業もありましたが、水使用の減少要素は検討の場でどのように検討されたのでしょうか？県は何の反論もせず承知するのですか？</p> <p>最近、安中市に有った県の養蚕研究施設の土地が工場用地として開発され、一部操業も始まっています。面積 10ha、それ以前に 37ha の工業団地が開発されてもかつて 8000 t 有った工場の水利用は現在でも 5000 t 前後で推移しています。</p> <p>人口減少は毎年 500 人を超えて減少はさらに続いています。</p> <p>14 億円もかけて新たな貯水池を作る必要があるのでしょうか？貯水池の効果が観光資源としても役立つという検証理由はダム建設時の時の理由と似ていて認められません。</p> <p>地方交付税が減らされ、自治の財源危機が言われている中で、不安の基になる必要のない計画はやめて下さい。水不足の発生していない事実の検証を深めていただき、仮に新規水源の必要性が出てきても、使われていない水源の活用を検討し、無駄になる新たな投資はやめていただきたいと考えています。</p>	
③	4-03	<p>増田川ダム建設事業の第二回検討の場で示された総合評価「ダムに寄らない対策案」のうち、ダム計画の撤回については支持いたします。</p> <p>しかし、評価案の目的別評価には大きな異論が有ります。</p> <p>新規利水計画について、安中市の主張する 5000 トンの新規水源開発計画を追認する根拠は何なのでしょうか。</p> <p>安中市の第五次拡張事業計画は、当初の計画 24000 トンから 15000 トンに、更に 5000 トンと再評価のたびに、自らが作成した計画の中で変更されました。</p> <p>平成 19 年の再評価から 9 年経過して、人口減少は続き、直近の 1 年間では 600 人に及ぼうとしています。</p> <p>新規水源の必要性は、工業用水の水源確保が理由とされてきました。30 畝に及ぶ工業団地がこの間造成され、既に売却が終了して</p>	<p>水源の必要性については、番号 2-06 の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p> <p>治水については、要領細目に則り、河川整備計画に相当する 2,000m³/s を目標流量とし、対策案を検討した結果、河道の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等を組み合わせた河道改修案が優位となりました。今後、検証の結論を踏まえ適切に対応することを考えています。</p>

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
		<p>操業が行われているにもかかわらず、工業用水の使用実績は、過去の使用実績を大きく下回っています。この二つの評価を除いて、新たな水源計画は成り立ちません。県として積極的な分析と意見をなぜ示さないのでしょうか。</p> <p>国の経済が少子高齢化の時代を迎え縮小の時代に向かっているのに、成長経済を前提とするが如き評価は、未来に禍根を残します。</p> <p>過去を現在に結び、そして未来を見通す行政の能力が今試されています。経済の縮小は財政力の縮小であり、将来のリスクを残すことの無き様、検証の制度を高めてください。</p> <p>安中市の水道水源は足りている、これはまぎれのない事実です。それでも必要とする水源を考えた時、それは一過性の例外的な事象によるもの以外、発生しません。その際、必要となれば、営林署が確保している北陸トンネルの湧水が代替水源として有ります。湧水に対して県は、毎年-5%の減水率を想定してまいりましたが、年度を重ねるごとに安定水源としての評価を高め、減水率は-1%を割り込んでいます。使用すれば日量 2300 トンほどの水量です。</p> <p>碓氷湖の 500000 トンの水源も一過性の利用なら可能でしょう。安中地内に水源は既にあります。既得権益を超えて、県が調整機能を果たして上水道水源として使用できる、見事な成果を上げてください。</p> <p>秋間川、増田川に安中市の水利権は設定されています。その活用を中止して新規水源の確保に執着する安中市の対応には、論理的無理が有ります。</p> <p>貯水池の造成計画では、安中市の財政負担は大きく、更に浄水場の新設・拡張となれば財政負担は更に大きくなります。ダム建設による負担より大きくなったらどうしますか。</p> <p>新たな貯水池建設は、安中市にとってダム計画撤回の意義が失われてしまう程の事態を招くでしょう。そのことを見過ごす県の責任も問われます。</p> <p>治水計画については、堤防の強化を行っても堆積土砂をそのまま</p>	

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
		<p>にしておいたのでは、その効果は年を経るごとに減少していきます。</p> <p>堆積土砂の浚渫を碓氷川下流域では、第一に取り組むべきです。堆積土砂は建設資源になりうるものです。民間に払い下げて浚渫させたらどうでしょう、経済的効果も得られるでしょう。</p> <p>安中中宿地内の鷹の巣橋から碓氷川橋梁の間の堆積物は、既に災害を予測させます。災害は本川で発生した事例は少なく、支川にこそ大災害の史実が有ります、治水効果は支川の整備にこそあります。</p> <p>河川内に公園・スポーツ施設など数多くあり、河川の貯水効果を大きくそいでいます。河川の貯水能力を高めるためにそれら施設の移転撤去も必要でしょう。従来からの施策延長ではなく、それぞれの規制を超えた対応によって、合理的で効果のある治水対策が実現します。</p> <p>ご検証の程お願いして、パブリックコメントとします。</p>	
④	4-04	<p>増田川ダム白紙撤回された事を聞き良い判断をなされたと思います。</p> <p>新規水確保のために 20 万トンの貯水池を作られるとの事ですが、安中市の人口が 600 人も減っています。水は十分にたりていると云われています。ぜひ、自然を大切にして、森やきれいな川を作って下さる事を希望します。</p>	<p>新規利水の総合的な評価については、第 2 回検討の場資料 49 ページの記載のとおりです。</p>
⑤	4-05	<p>2014 年 12 月、増田川ダム建設計画の白紙化が検証され、新たな事業計画として、治水、利水を含め、75 億円ほどの費用を見込んでいる、ということについて意見を申し上げます。</p> <p>1. 増田川ダム建設計画の白紙撤回に賛同いたします。</p> <p>理由は建設の根拠となる、治水、利水の必要性がなくなっていると思われるからです。</p> <p>2. 新事業に治水、利水含め 75 億円ほどの予算を見込んでいることについて、以下の理由により、できる限り縮小してほしいです。</p>	<p>利水については、番号 2-06 の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p> <p>治水については、番号 4-03 の意見書に対する県の考え方に記載のとおりです。</p>

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
		<p>①上水道については、既存水源やトンネル工事によって得られた、新たな水源もあり、充分で、新たな整備にかかる費用は少なく済む。</p> <p>②工場用水は、新たな必要水量の予測だけでなく、撤退する工場用水も考慮して計算すれば、新たな水源の必要性は少なくなると思われる。</p> <p>③治水について過去の災害を検証すると増田川ダムによる治水効果は期待できない。それは支流の災害が主であったことによる。また川の埋積物による問題だからです。ダムでは浚渫が必要なのです。</p> <p>以上は少しの事例ですが、予算を縮小しても最高の治水・利水の効果を望める方法は沢山あると思われます。それは結果を出すまでに要した費用を生かすことにつながると考えられます。</p>	
⑥	4-06	<p>増田川ダム計画は白紙にする事が必要と考えます。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安中市の人口動体は年々減少傾向です。平成9年度末 66,644人が平成25年度末で 61,685人と16年間で4,954人の減少で残念ながら今後も人口増は望めないと思います。 2. 営林署等のもっている秋間トンネル、一之瀬トンネルの湧水を借り受けることもできるのではないかと思います。 3. 防災対策でダムの建設に大きな費用(399億円)よりも碓氷川の河川整備(中宿から豊岡の河川の土・砂・石の排除)によっての防災対策の方が費用も少なく安全なものとなるのではないかと思います。 	<p>利水については、番号2-06の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p> <p>治水については、番号4-03の意見書に対する県の考え方に記載のとおりです。</p>

	番号	意見書	意見書に対する県の考え方
⑦	4-07	<p>(一) 増田川ダム建設計画が白紙撤回されてよかったと思います。</p> <p>(二) 新たな事業が計画され 75 億円必要とされているようですが、計画は、慎重に検討され、ムダをはぶき、最少の費用で、大きい効果をあげるものにするべきです。</p> <p>(三) 利水計画について</p> <p>①利水については、安中市の上水道事業は既得水源で足りており、新たな水源確保の必要はありません。ムダなことはやめるべきです。安中市の人口動態、工業用水問題についても、事実即して検討されるべきでしょう。</p> <p>②それでも必要というなら、地域の水源を活用すべきでしょう。(1) 秋間トンネル湧水、一ノ瀬トンネル湧水、(2)秋間川の水源(3)坂本ダム水源などの活用を考えるべきでしょう。</p> <p>真剣に考えるべきです。ムダをはぶいて下さい。</p> <p>(四) 治水計画について</p> <p>碓氷川の堤防は、昭和 17 年頃に完成していますが、平成 7 年の台風 9 号でも大丈夫でした。問題は支流の方です。</p> <p>後閑川支流、新沢谷津の土石流、少林山寺沢川の土石流、板鼻大谷津川の氾濫に注目し、鷹ノ巣橋前後の河床の砂礫の堆積、岩井橋碓氷川橋梁の河床の砂礫の堆積、少林山北側の西部土地改良堰上流の堆積物の浚渫こそがなされるべきです。</p> <p>(五) 意見書の意見については、事実にもとづいて、検討され、意見書の提出者と意見を交流し、検討されるよう、強く要望します。</p>	<p>利水については、番号 2-06 の意見に対する県の考え方に記載のとおりです。</p> <p>治水については、番号 4-03 の意見書に対する県の考え方に記載のとおりです。</p>

※意見の概要について、発言については趣旨を取りまとめて記載。意見書(書面)で提出されたものは原文を転記。

5.3. 増田川ダム建設事業の検証に係る関係地方公共団体の長の意見

増田川ダム建設事業の検証に係る検証対象ダムの総合的な評価(案)に対し、高崎市長、安中市長から意見聴取を行った。意見書は次のとおり

公共団体の長	意見書
高崎市長 富岡 賢治	高崎市としては、碓氷川沿川の治水安全度向上を望むところであり、早期に河川整備計画を作成し、河道整備を進めていただきたい。
安中市長 茂木 英子	<p>利水について、安中市は日量5,000³m³の確保をしっかりと進めたいと考えており、今回、国の定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に則り、複数の新規利水対策案が示され、ダム建設よりコスト等で河道外貯留施設等々が優位であると理解できました。</p> <p>しかしながら、これらの代替案には課題もあり、また、地勢から地下水による水源確保がほとんど望めない地域であるため、具体的な水源確保については、今回の検討に碓氷川流域の県営ダムに係る案もあることから、施設立地など地域の特色も踏まえ、県の協力を得て水源確保の対策を決定していきたい。</p> <p>次に、治水対策については、ダムによらない治水とすると、碓氷川水系には河川整備計画が策定されていないため、早期に河川整備計画を策定し、増田川・九十九川においても治水安全度向上に必要な河道改修を早期に実施して頂きたい。</p>

5.4. 群馬県公共事業再評価審査委員会

「実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を進め、検証対象ダムの対応方針（案）が決定され、それをもって、「群馬県公共事業再評価委員会」への審議を諮った。

(1) 開催日時と開催場所

- ・ 第 38 回群馬県公共事業再評価委員会
日時：平成 27 年 2 月 12 日（木）
場所：群馬県庁 29 階 292 会議室

(2) 出席委員数

8 名（欠席 1 名）

(3) 審議結果

（県の対応方針案）

国が定めた要領細目に則り、検証した結果、治水・新規利水ともに「増田川ダムによらない対策案」が優位となったことから、増田川ダム建設事業は中止することが妥当であると考えられる。

（審議結果）

県の対応方針案が可決され、増田川ダム建設事業の中止が県に答申された。

6. 対応方針

増田川ダム建設事業は中止する。

(理由)

国が定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に則り検証した結果、治水、新規利水とも「増田川ダムによらない対策案」が優位となったことから増田川ダム建設事業は中止にする。

6.1. 事業中止後の対応方針

■ 治水対策

- ・ 増田川ダム中止による代替治水対策については、河川法第 16 条の 2 に基づき「碓氷川圏域河川整備計画」を策定し、ダムに代わる河道改修等の治水対策を早期に進める。

■ 新規利水対策

- ・ 安中市の水源開発の具体化については、施設立地など地域の特色を踏まえ、県も協力をして、検討を進める。

■ 流水の正常な機能の維持対策

- ・ 当面は補給施設の整備は行わないものとし、河川流況の改善の観点から、水利用状況の変化等に伴う必要水量の見直し等の協議を行い、また、渇水時における関係者との連携・調整などにより、河川の適正な水利用と流水の正常な機能の維持に努める。